

第 4 回 定 例 会

議案第 169 号

下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市吉母飲用水供給施設に係る給水料金を改定するため。

## 別紙

### 下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給水料金）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 料金の額は、次に定める基本料金と従量料金の合計額とする。</p> <p>（1）基本料金 1月につき<u>1,143円</u></p> <p>（2）従量料金 次の規定により算出した額の合計額</p> <p>ア 1月の使用水量の10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき<u>10円</u></p> <p>イ 1月の使用水量の10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき<u>186円</u></p> <p>ウ 1月の使用水量の30立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき<u>286円</u></p>	<p>（給水料金）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 料金の額は、次に定める基本料金と従量料金の合計額とする。</p> <p>（1）基本料金 1月につき<u>1,440円</u></p> <p>（2）従量料金 次の規定により算出した額の合計額</p> <p>ア 1月の使用水量の10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき<u>20円</u></p> <p>イ 1月の使用水量の10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき<u>209円</u></p> <p>ウ 1月の使用水量の30立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき<u>322円</u></p>

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に行われる検針により算定される給水料金の額は、施行日前の期間に係る給水料金及び施行日以後の期間に係る給水料金を日数に応じて算出し、それらの額を合計した額とする。

第 4 回 定 例 会

議案第 170 号

下関市事務分掌条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市事務分掌条例の一部を改正する条例

下関市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

市長公室を新たに設け、並びに総合政策部の名称及び分掌事務を変更するため。

別紙

下関市事務分掌条例の一部を改正する条例

下関市事務分掌条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部等の設置及び分掌事務) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次のとおり部及び局を設け、その分掌事務を定める。	(部等の設置及び分掌事務) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次のとおり部、公室及び局を設け、その分掌事務を定める。 <u>市長公室</u> (1) <u>特命事項の調査研究に関する事項</u> (2) <u>秘書に関する事項</u> (3) <u>広報及び広聴に関する事項</u> (4) <u>国際交流に関する事項</u> (5) <u>東京事務所に関する事項</u> <u>企画政策部</u> (1) 略 (2) <u>総合的な計画に係る事業の推進</u> に関する事項 (3) <u>地域再生</u> に関する事項 (4) <u>公民連携による事業の共創</u> に関する事項 (5) <u>広報及び広聴に関する事項</u> (6) <u>国際交流に関する事項</u> (7) 略 (8) <u>東京事務所に関する事項</u> 略
総合政策部 (1) 略 (2) <u>市行政の総合調整</u> に関する事項  (3) <u>地域振興</u> に関する事項 (4) <u>秘書</u> に関する事項  (5) <u>広報及び広聴</u> に関する事項 (6) <u>国際交流</u> に関する事項 (7) 略 (8) <u>東京事務所</u> に関する事項 略	企画政策部 (1) 略 (2) <u>総合的な計画に係る事業の推進</u> に関する事項 (3) <u>地域再生</u> に関する事項 (4) <u>公民連携による事業の共創</u> に関する事項 (5) <u>広報及び広聴に関する事項</u> (6) <u>国際交流に関する事項</u> (7) 略 (8) <u>東京事務所に関する事項</u> 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 171 号

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

## 別紙

## 下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の下関市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の下関市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含</p>	

む。) 又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

む。) 又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 172 号

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

自動交付機による場合の手数料の特例を定め、動物取扱責任者研修に係る手数料を改定し、並びに地方公共団体情報システムの標準化及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正等に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(自動交付機による場合の特例)</u></p> <p><u>5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、自動交付機（別表第1備考に規定する自動交付機をいう。）による場合の同表1の項並びに別表第2_1の項、10の項及び11の項の規定の適用については、別表第1_1の項中「1件につき200円」とあるのは「1件につき10円」と、別表第2_1の項中「350円」とあるのは「10円」と、同表10の項及び11の項中「200円」とあるのは「10円」とする。</u></p>												
別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係	別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>証明 (1)・(2) 略  <u>(3)・(4)</u> 略  <u>(5)</u> 略 <u>(6) 営業、職業、諸税、扶養、居住、生存、死亡、死</u></td> <td>略  略  略 <u>1件につき</u> <u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	項	手数料を徴収する事務	金額	1	証明 (1)・(2) 略  <u>(3)・(4)</u> 略  <u>(5)</u> 略 <u>(6) 営業、職業、諸税、扶養、居住、生存、死亡、死</u>	略  略  略 <u>1件につき</u> <u>300円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>証明 (1)・(2) 略 <u>(3) 納税</u>  <u>(4)・(5)</u> 略 <u>(6) 所在</u> <u>(7)</u> 略</td> <td>略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略</td> </tr> </tbody> </table>	項	手数料を徴収する事務	金額	1	証明 (1)・(2) 略 <u>(3) 納税</u>  <u>(4)・(5)</u> 略 <u>(6) 所在</u> <u>(7)</u> 略	略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略
項	手数料を徴収する事務	金額											
1	証明 (1)・(2) 略  <u>(3)・(4)</u> 略  <u>(5)</u> 略 <u>(6) 営業、職業、諸税、扶養、居住、生存、死亡、死</u>	略  略  略 <u>1件につき</u> <u>300円</u>											
項	手数料を徴収する事務	金額											
1	証明 (1)・(2) 略 <u>(3) 納税</u>  <u>(4)・(5)</u> 略 <u>(6) 所在</u> <u>(7)</u> 略	略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略 <u>1件につき</u> <u>300円</u> 略											

	産、建築 (7)・(8) 略	略		(8)・(9) 略	略
略	略	略		略	略
備考 <u>1</u> の項中「自動交付機」とは、 市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。）を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。			備考 <u>この表及び別表第2において</u> 「自動交付機」とは、市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。）を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。		
別表第2（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・船員手帳関係			別表第2（第2条関係） 戸籍・住民基本台帳・船員手帳関係		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円。ただし、自動交付機による場合には、1通につき 350円とする。
略	略	略	略	略	略
10	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項並びに第12	1件につき 300円。ただし、自動	10	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項並びに第12	1件につき 300円。ただし、自動

	条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票の写しの交付、同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく消除した住民票若しくは改製前の住民票の写しの交付又は同法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類を含む。）の交付	交付機（別表第1備考に規定する自動交付機をいう。）による場合にあっては、1件につき200円とする。	条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票の写しの交付、同法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく消除した住民票若しくは改製前の住民票の写しの交付又は同法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類を含む。）の交付	交付機による場合にあっては、1件につき200円とする。												
11	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく消除した戸籍の附票若しくは改製前の戸籍の附票の写しの交付	1件につき300円	11	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく消除した戸籍の附票若しくは改製前の戸籍の附票の写しの交付												
略	略	略	略	略												
別表第5（第2条関係） 保健関係			別表第5（第2条関係） 保健関係													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>			項	手数料を徴収する事務	金額	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>		項	手数料を徴収する事務	金額	略	略	略
項	手数料を徴収する事務	金額														
略	略	略														
項	手数料を徴収する事務	金額														
略	略	略														

7	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修	1人につき <u>2,030円</u>	7	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修	1人につき <u>1,520円</u>
略	略	略	略	略	略

備考 略

備考 略

別表第8（第2条関係）

民間住宅関係

項	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略
2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の3第1項</u> （同法第5条の6第2項）において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査 (1) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号） <u>第1条の2第1項第2号</u> の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である管理計画の場	略

別表第8（第2条関係）

民間住宅関係

項	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略
2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の13第1項</u> （同法第5条の16第2項）において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査 (1) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号） <u>第1条の8第1項第2号</u> の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である管理計画の場	略

	合 (2) 略			合 (2) 略	
3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の7第1項</u> の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査 (1)・(2) 略	略	3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第1項</u> の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査 (1)・(2) 略	略

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第8 2の項及び3の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第5 7の項の改正規定 令和8年1月1日
- (3) 別表第1 1の項の改正規定 令和8年1月5日
- (4) 附則第5項を加える改正規定、別表第1備考の改正規定並びに別表第2 1の項、10の項及び11の項の改正規定 令和8年4月1日

第 4 回 定 例 会

議案第 173 号

下関市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する条例

下関市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号カードを利用して行う条例で定める事務を廃止するため。

## 別紙

### 下関市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する条例

下関市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年条例第71号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、令和8年1月5日から施行する。

（下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

- 下関市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年条例第181号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（1）個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（1）個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書</p>

が記録されたもの又は下関市個人番号  
カードの利用に関する条例（平成27年  
条例第71号）第3条第2項の規定によ  
り、市長が印鑑登録証明書を交付する  
サービスを提供するために必要な機能  
及び情報を記録したものに限る。）

(2) 略

が記録されたものに限る。）

(2) 略



第 4 回 定 例 会

議案第 174 号

下関市火入れに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市火入れに関する条例の一部を改正する条例

下関市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

林野火災に関する注意報又は林野火災の予防を目的とした火災警報が発令された場合の火入れの中止について定めるため。

## 別紙

### 下関市火入れに関する条例の一部を改正する条例

下関市火入れに関する条例（平成17年条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、 <u>林野火災に関する注意報</u> 又は <u>火災警報</u> （林野火災の予防を目的としたものを含む。次項において同じ。）が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。	2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報、 <u>林野火災に関する注意報</u> 若しくは <u>火災警報</u> が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 175 号

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

提案理由

下関市豊浦体育センターを廃止するため。

別紙

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例（平成17年条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>下関市豊浦体育センター</u></td><td><u>下関市豊浦町大字小串210番地2</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	<u>下関市豊浦体育センター</u>	<u>下関市豊浦町大字小串210番地2</u>	略	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	略	略				
名称	位置																		
略	略																		
<u>下関市豊浦体育センター</u>	<u>下関市豊浦町大字小串210番地2</u>																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
略	略																		
<p>別表第4（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>開館時間等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>下関市豊浦体育センター</u></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	開館時間等	略	略	<u>下関市豊浦体育センター</u>		略		略	略	<p>別表第4（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>開館時間等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	開館時間等	略	略	略		略	略
名称	開館時間等																		
略	略																		
<u>下関市豊浦体育センター</u>																			
略																			
略	略																		
名称	開館時間等																		
略	略																		
略																			
略	略																		
<p>別表第5（第8条関係）</p> <p>1 専用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>下関市豊浦体育センター</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>下関市豊北体育センター</u></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	使用料	略	略	<u>下関市豊浦体育センター</u>	略	<u>下関市豊北体育センター</u>		略	略	<p>別表第5（第8条関係）</p> <p>1 専用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>下関市豊北体育センター</u></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	使用料	略	略	<u>下関市豊北体育センター</u>		略	略
区分	使用料																		
略	略																		
<u>下関市豊浦体育センター</u>	略																		
<u>下関市豊北体育センター</u>																			
略	略																		
区分	使用料																		
略	略																		
<u>下関市豊北体育センター</u>																			
略	略																		

## 2 個人使用料

区分		使用料	時間区分
略	略	略	略
5	<u>下関市</u> <u>豊浦体</u> <u>育セン</u> <u>ター</u> 下関市 豊北体 育セン ター	略	
略	略	略	略

備考 略

## 2 個人使用料

区分		使用料	時間区分
略	略	略	略
5		略	
略	略	略	略

備考 略

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 176 号

下関市林業総合センターの設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市林業総合センターの設置等に関する条例を廃止する条例

下関市林業総合センターの設置等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市林業総合センターを廃止するため。

別紙

下関市林業総合センターの設置等に関する条例を廃止する条例

下関市林業総合センターの設置等に関する条例（平成17年条例第258号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 177 号

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

## 別紙

### 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>(虐待等の禁止)</u> <u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>
(職員の数等) 第5条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。	(職員の数等) 第5条 略 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。
略	略
備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項に	備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項に

<p>おいて同じ。) を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項の登録</u>（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。</p>	<p>おいて同じ。) を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録</u>（山口県が同法第18条の26の規定による内閣総理大臣の認定を受けた場合にあっては、同法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は山口県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>4・5 略</p> <p>（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）</p> <p>第13条 基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条から第12条まで</u>、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第8号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）</p> <p>第13条 基準条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条、第12条、第14条</u>（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第8号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>基準条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略	略	略	略
第11条	<u>入所中の児童</u>	<u>園児</u>			
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>			
略	略	略	略	略	略
2 略			2 略		

(下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員資格)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士を<u>いい。以下同じ。</u>）でなければならない。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(職員資格)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士を<u>いい、山口県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。</u>）でなければならない。</p> <p>2～6 略</p>
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心</p>

	身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	------------------------

(下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる<u>健康診断</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断</u>が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設は、当該各号に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる<u>健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設は、当該各号に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>乳児又は幼児</u>（以下「<u>乳幼児</u>」という。）に対する<u>健康診査</u> <u>入所した乳幼児</u>に対する<u>入所時の健康診断</u>、<u>定期の健康診断</u>又は<u>臨時の健康診断</u></p>

3・4 略	3・4 略
<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保育士の資格を有する者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保育士（山口県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。第31条第2項及び第35条において同じ。）の資格を有する者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

(下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかるわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、</u></p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかるわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相</u></p>

<p><u>家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="843 579 1410 1051"> <tr> <td data-bbox="843 579 1124 826"><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td data-bbox="1124 579 1410 826"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="843 826 1124 1051"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td data-bbox="1124 826 1410 1051"><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
3・4 略	3・4 略				
<p>(職員)  <u>第24条 略</u>  2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第32条第1項及び第48条第1項において同じ。）を修了した<u>保育士</u>又は<u>保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)  <u>第24条 略</u>  2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項、第32条第1項及び第48条第1項において同じ。）を修了した<u>保育士（山口県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）</u>又は<u>保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>				
<p>(職員)  <u>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければな</u></p>	<p>(職員)  <u>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（地域限定保育士を含む。次項におい</u></p>				

<p>らない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p><u>て同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、<u>保育士</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、<u>保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、<u>保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>

(職員)	(職員)
<p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、<u>保育士</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、<u>保育士</u> <u>（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
2・3 略	2・3 略

（下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教</u></p>

	<u>育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

(下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の防止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の防止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、 <u>保育士</u> その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。	(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、 <u>保育士</u> （山口県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
2・3 略	2・3 略

第7条 下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の一般的条件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
2 略	2 略
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、</p>

<p>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
	<p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p><u>第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕</p>	<p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕</p>

<p>活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</p>	<p>活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>
<p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

(下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。
(1) <u>保育士の資格を有する者</u>	(1) <u>保育士（山口県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）の資格を有する者</u>
(2)～(10) 略	(2)～(10) 略
4・5 略	4・5 略

  

(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

(下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおり	(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおり

<p>とする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は<u>保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は<u>保育士</u>（<u>山口県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>（以下「<u>地域限定保育士</u>」という。）を含む。以下この条において同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p>
<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童指導員及び<u>保育士</u></p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童指導員及び<u>保育士</u>（<u>地域限定保育士</u>を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>ア～ウ 略</p>

(3)～(5) 略 2～9 略	(3)～(5) 略 2～9 略
(健康管理) 第34条 略 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> が行われた場合であって、当該 <u>健康診断</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> の結果を把握しなければならない。	(健康管理) 第34条 略 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u> （以下この項において「 <u>健康診断等</u> 」という。）が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。
略 障害児が通学する学校における健康診断	略 障害児が通学する学校における健康診断  <u>乳児又は幼児に対する健康診査</u> <u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
3 略	3 略
(従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当	(従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当

<p>該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は<u>保育士</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は<u>保育士（地域限定保育士を含む。以下この号において同じ。）</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は<u>保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は<u>保育士（地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>

2～8 略 (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準 該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は <u>保育士</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ 略 (2) 略 2 略	2～8 略 (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準 該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は <u>保育士</u> （地域限定保育士を含む。以下この号において同じ。） 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ 略 (2) 略 2 略
(従業者の員数) 第91条 略 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは <u>保育士</u> の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有	(従業者の員数) 第91条 略 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは <u>保育士</u> （地域限定保育士を含む。）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人

<p>するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</p>
3 略	3 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年4月1日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 178 号

下関市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

下関市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

放課後児童クラブの入会要件を見直すため。

## 別紙

### 下関市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

下関市放課後児童クラブの運営に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(対象児童)</p> <p>第2条 本市が運営する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入会することができる児童は、下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）により本市が設置する小学校（以下「下関市立小学校」という。）に就学している児童及び本市に住所を有し、かつ、下関市立小学校以外の小学校に就学している児童であって、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、保護者による監護に欠けると認められるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する<u>同居の親族</u>を常時介護していること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第2条 本市が運営する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に入会することができる児童は、下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）により本市が設置する小学校（以下「下関市立小学校」という。）に就学している児童及び本市に住所を有し、かつ、下関市立小学校以外の小学校に就学している児童であって、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、保護者による監護に欠けると認められるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する<u>親族</u>を常時介護していること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の下関市放課後児童クラブの運営に関する条例の規定による放課後児童クラブの入会の決定及びこれを行うため必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



第 4 回 定 例 会

議案第 179 号

下関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

下関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため。

## 別紙

### 下関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第4条）

　第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

#### 附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

#### （正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

#### （あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### （乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支

援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を

行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子

どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等か

らの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

##### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

##### (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力するこ

とにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 180 号

下関市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例

下関市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立豊北こども園を廃止するため。

## 別紙

### 下関市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例

下関市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）										
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>下関市立豊北</u> <u>こども園</u></td><td><u>下関市豊北町大字滝部</u> <u>字上ノ原2992番地1</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	<u>下関市立豊北</u> <u>こども園</u>	<u>下関市豊北町大字滝部</u> <u>字上ノ原2992番地1</u>	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略
名称	位置										
略	略										
<u>下関市立豊北</u> <u>こども園</u>	<u>下関市豊北町大字滝部</u> <u>字上ノ原2992番地1</u>										
名称	位置										
略	略										

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 181 号

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例を廃止する条例

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市豊浦地域ケアセンターを廃止するため。

別紙

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例を廃止する条例

下関市豊浦地域ケアセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第185号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 182 号

下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立岡枝学校給食共同調理場を設置するため。

## 別紙

### 下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

下関市学校給食共同調理場設置条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>下関市立木屋川学校給食共同調理場</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	下関市立木屋川学校給食共同調理場	略	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>下関市立木屋川学校給食共同調理場</td><td>下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺2494番地</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	下関市立木屋川学校給食共同調理場	下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺2494番地	略	略
名称	位置																
略	略																
下関市立木屋川学校給食共同調理場	略																
略	略																
名称	位置																
略	略																
下関市立木屋川学校給食共同調理場	下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺2494番地																
略	略																

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 183 号

下関市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改  
正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改  
正する条例

下関市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

提案理由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成17年条例第448号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）				
略	略	略	略	略	略		
(イ)	<u>特定用途</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積と <u>非特定用途</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積との合計	<u>特定用途</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積	(イ)	<u>特定用途（共同住宅を除く。）</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積との合計	<u>特定用途（共同住宅を除く。）</u> に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積		
略	略	略	略	略	略		
(エ)	<u>特定用途</u> に供する部分	<u>非特定用途</u> に供する部分	<u>特定用途</u> に供する部分	(エ)	<u>特定用途（共同住宅を除く。）</u> に供する部分	<u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分	<u>特定用途（共同住宅を除く。）</u> に供する部分

略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 184 号

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

有料公園施設に施設を加え、及び当該施設の使用料等を定め、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

(下関市都市公園条例の一部改正)

第1条 下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																													
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）																																													
1 略		1 略																																													
2 有料公園施設		2 有料公園施設																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在する公園</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュパーク 豊浦イベント広場</td> <td>リフレッシュパーク 豊浦イベント広場</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュパーク 豊浦</td> <td>リフレッシュパーク 豊浦</td> </tr> </tbody> </table>		所在する公園	有料公園施設の名称	名称	位置	略	略	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場	リフレッシュパーク 豊浦	リフレッシュパーク 豊浦	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在する公園</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュパーク 豊浦イベント広場</td> <td>リフレッシュパーク 豊浦イベント広場 <u>リフレッシュパーク</u></td> </tr> <tr> <td>リフレッシュパーク 豊浦</td> <td>リフレッシュパーク 豊浦</td> </tr> </tbody> </table>		所在する公園	有料公園施設の名称	名称	位置	略	略	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場 <u>リフレッシュパーク</u>	リフレッシュパーク 豊浦	リフレッシュパーク 豊浦																								
所在する公園	有料公園施設の名称																																														
名称	位置																																														
略	略																																														
リフレッシュパーク 豊浦イベント広場	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場																																														
リフレッシュパーク 豊浦	リフレッシュパーク 豊浦																																														
所在する公園	有料公園施設の名称																																														
名称	位置																																														
略	略																																														
リフレッシュパーク 豊浦イベント広場	リフレッシュパーク 豊浦イベント広場 <u>リフレッシュパーク</u>																																														
リフレッシュパーク 豊浦	リフレッシュパーク 豊浦																																														
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）																																													
有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間		有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有料公園施設</td> <td>金比羅公園グラウンド（照明設備）</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	供用日	供用時間	略	略	略	略	有料公園施設	金比羅公園グラウンド（照明設備）	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有料公園施設</td> <td>金比羅公園グラウンド（照明設備）</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リフレッシュパーク</td> <td>有料公園</td> <td>有料公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊浦イベント広場</td> <td>の項のリ</td> <td>の項のリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リフレッシュパーク</td> <td>フレッシュ</td> <td>フレッシュ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊浦の供用</td> <td>ユパーク</td> <td>ユパーク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊浦の供</td> <td>豊浦の供</td> <td>豊浦の供</td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	供用日	供用時間	略	略	略	略	有料公園施設	金比羅公園グラウンド（照明設備）	略	略		リフレッシュパーク	有料公園	有料公園		豊浦イベント広場	の項のリ	の項のリ		リフレッシュパーク	フレッシュ	フレッシュ		豊浦の供用	ユパーク	ユパーク		豊浦の供	豊浦の供	豊浦の供
区分	名称	供用日	供用時間																																												
略	略	略	略																																												
有料公園施設	金比羅公園グラウンド（照明設備）	略	略																																												
区分	名称	供用日	供用時間																																												
略	略	略	略																																												
有料公園施設	金比羅公園グラウンド（照明設備）	略	略																																												
	リフレッシュパーク	有料公園	有料公園																																												
	豊浦イベント広場	の項のリ	の項のリ																																												
	リフレッシュパーク	フレッシュ	フレッシュ																																												
	豊浦の供用	ユパーク	ユパーク																																												
	豊浦の供	豊浦の供	豊浦の供																																												

		<table border="1"> <tr><td><u>リフレッ</u></td><td><u>用日と同</u></td><td><u>用時間と</u></td></tr> <tr><td><u>シュパー</u></td><td><u>じ。</u></td><td><u>同じ。</u></td></tr> <tr><td><u>ク豊浦野</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>外ステー</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>ジ</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	<u>リフレッ</u>	<u>用日と同</u>	<u>用時間と</u>	<u>シュパー</u>	<u>じ。</u>	<u>同じ。</u>	<u>ク豊浦野</u>			<u>外ステー</u>			<u>ジ</u>																									
<u>リフレッ</u>	<u>用日と同</u>	<u>用時間と</u>																																						
<u>シュパー</u>	<u>じ。</u>	<u>同じ。</u>																																						
<u>ク豊浦野</u>																																								
<u>外ステー</u>																																								
<u>ジ</u>																																								
別表第3 (第14条関係) 1～3 略 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合	別表第3 (第14条関係) 1～3 略 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>名称</th><th>使用区分及び金額</th></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td rowspan="7">有料公園施設</td><td>リフレッ</td><td>略</td></tr> <tr><td>シュパー</td><td></td></tr> <tr><td>ク豊浦野</td><td></td></tr> <tr><td>浦イベン</td><td></td></tr> <tr><td>ト広場</td><td></td></tr> <tr><td>リフレッ</td><td><u>ステージ</u> <u>ごとに</u></td><td><u>1時間まで</u> <u>1,000円</u></td></tr> <tr><td>シュパー</td><td><u>照明設備</u></td><td><u>1時間まで</u> <u>1,000円</u></td></tr> <tr><td>ク豊浦野</td><td><u>コンセンタ</u></td><td><u>ステージに</u> <u>持ち込む電</u></td></tr> <tr><td>外ステージ</td><td><u>ト</u></td><td><u>器具1個</u> <u>当たり1日</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td><u>につき定格</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td><u>消費電力1</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td><u>kWまでごと</u></td></tr> </table>	区分	名称	使用区分及び金額	略	略	略	有料公園施設	リフレッ	略	シュパー		ク豊浦野		浦イベン		ト広場		リフレッ	<u>ステージ</u> <u>ごとに</u>	<u>1時間まで</u> <u>1,000円</u>	シュパー	<u>照明設備</u>	<u>1時間まで</u> <u>1,000円</u>	ク豊浦野	<u>コンセンタ</u>	<u>ステージに</u> <u>持ち込む電</u>	外ステージ	<u>ト</u>	<u>器具1個</u> <u>当たり1日</u>			<u>につき定格</u>			<u>消費電力1</u>			<u>kWまでごと</u>
区分	名称	使用区分及び金額																																						
略	略	略																																						
有料公園施設	リフレッ	略																																						
	シュパー																																							
	ク豊浦野																																							
	浦イベン																																							
	ト広場																																							
	リフレッ	<u>ステージ</u> <u>ごとに</u>	<u>1時間まで</u> <u>1,000円</u>																																					
	シュパー	<u>照明設備</u>	<u>1時間まで</u> <u>1,000円</u>																																					
ク豊浦野	<u>コンセンタ</u>	<u>ステージに</u> <u>持ち込む電</u>																																						
外ステージ	<u>ト</u>	<u>器具1個</u> <u>当たり1日</u>																																						
		<u>につき定格</u>																																						
		<u>消費電力1</u>																																						
		<u>kWまでごと</u>																																						

			に	
略	略	略		
備考				
1～8 略				
9 ゆめ広場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、又は商品等を展示し、若しくは販売する場合その他の営利を目的とする場合（4の表に規定する行商その他これらに類する行為で使用する場合を除く。）の使用料の額は、同表に規定する使用料の額に2を乗じて得た額とする。				
10～14 略				
9 ゆめ広場及びリフレッシュパーク豊浦野外ステージにおいて、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、又は商品等を展示し、若しくは販売する場合その他の営利を目的とする場合（4の表に規定する行商その他これらに類する行為で使用する場合を除く。）の使用料の額は、同表に規定する使用料の額に2を乗じて得た額とする。				
10～14 略				

第2条 下関市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
1 略			1 略		
2 有料公園施設			2 有料公園施設		
所在する公園	有料公園施設の名称		所在する公園	有料公園施設の名称	
名称	位置		名称	位置	
略	略	略	略	略	略
火の山公園	略	下関市火の山ユースホステル 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき 下関市満珠荘	火の山公園	略	下関市火の山ユースホステル 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき 下関市満珠荘 <u>火の山山麓キャンプ場</u>
略	略	略	略	略	略

<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間</p> <table border="1" data-bbox="244 422 790 900"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>供用日</th><th>供用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">有料公園施設</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>老の山野外ステージ</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	供用日	供用時間	略	略	略	略	有料公園施設				老の山野外ステージ	略	略	略	略	略	<p>別表第2（第7条関係）</p> <p>有料公園及び有料公園施設の供用日又は供用時間</p> <table border="1" data-bbox="847 422 1394 900"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>供用日</th><th>供用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">有料公園施設</td><td>火の山山麓キャンプ場</td><td>1月1日から12月31日まで</td><td>午前0時から午後12時まで</td></tr> <tr> <td>老の山野外ステージ</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	供用日	供用時間	略	略	略	略	有料公園施設	火の山山麓キャンプ場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで	老の山野外ステージ	略	略	略	略	略	
区分	名称	供用日	供用時間																																			
略	略	略	略																																			
有料公園施設																																						
	老の山野外ステージ	略	略																																			
	略	略	略																																			
区分	名称	供用日	供用時間																																			
略	略	略	略																																			
有料公園施設	火の山山麓キャンプ場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで																																			
	老の山野外ステージ	略	略																																			
	略	略	略																																			
<p>別表第3（第14条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="244 1147 790 1590"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>使用区分及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">有料公園施設</td><td>下関運動公園駐車場</td><td>略</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td></tr> <tr> <td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	使用区分及び金額	略	略	略	有料公園施設	下関運動公園駐車場	略							<p>別表第3（第14条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合</p> <table border="1" data-bbox="847 1147 1394 2046"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>使用区分及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">有料公園施設</td><td>下関運動公園駐車場</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">火の山山麓キャンプ場</td><td>オートサイト</td><td>宿泊</td><td>1サイト</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td>火の山山麓キャンプ場</td><td>1泊につき</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>日帰り</td><td>1サイト</td><td>3,300円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	名称	使用区分及び金額	略	略	略	有料公園施設	下関運動公園駐車場	略	火の山山麓キャンプ場	オートサイト	宿泊	1サイト	5,500円	火の山山麓キャンプ場	1泊につき			日帰り	1サイト	3,300円	
区分	名称	使用区分及び金額																																				
略	略	略																																				
有料公園施設	下関運動公園駐車場	略																																				
区分	名称	使用区分及び金額																																				
略	略	略																																				
有料公園施設	下関運動公園駐車場	略																																				
	火の山山麓キャンプ場	オートサイト	宿泊	1サイト	5,500円																																	
		火の山山麓キャンプ場	1泊につき																																			
日帰り		1サイト	3,300円																																			

			き	
		宿泊	1 サ	4,400円
			イト	
			1 泊	
			につ	
			き	
	日帰	1 サ	2,200円	
	り	イト		
		1 日		
		につ		
		き		
	宿泊	1 サ	3,300円	
		イト		
		1 泊		
		につ		
		き		
	日帰	1 サ	1,100円	
	り	イト		
		1 日		
		につ		
		き		
略	略	略	略	
略	略	略	略	

## 備考

1 ~ 6 略

備考

1 ~ 6 略

7 火の山山麓キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用時間は、宿泊の場合は午後1時から翌日（連泊の場合は使用終了日）の午前10時までとし、日帰りの場合は午前10時からその日の午後4時までとする。

8 キャンプ場において、次に掲げる日の前日に宿泊する場合又は次に掲げる日に日帰りで利用する場合の使用料の

7～9 略

10 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあっては、広場を専用して使用する場合に限る。次項及び備考第12項において同じ。）について、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、4の表に規定する一般の使用料の額（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあっては、同表に規定する使用料の額）に10を乗じて得た額とする。

11 略

12 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、備考第10項の規定による使用料に当該入場料等の最高額に

額は、4の表の使用料の額に3,300円以下で規則で定める額を加算した額とする。

(1) 3月24日から5月31日までの日及び7月20日から10月31日までの日（次号に掲げる日を除く。）

(2) 土曜日、日曜日及び休日

9～11 略

12 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあっては、広場を専用して使用する場合に限る。次項及び備考第14項において同じ。）について、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、4の表に規定する一般の使用料の額（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあっては、同表に規定する使用料の額）に10を乗じて得た額とする。

13 略

14 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、備考第12項の規定による使用料に当該入場料等の最高額に

200を乗じて得た額を加算した額とする。 <u>13・14</u> 略	200を乗じて得た額を加算した額とする。 <u>15・16</u> 略
--	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 火の山山麓キャンプ場及びリフレッシュパーク豊浦野外ステージの使用に係る許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、第1条及び第2条の規定のそれぞれの施行の日前においても行うことができる。

第 4 回 定 例 会

議案第 185 号

下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

## 別紙

### 下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 186 号

下関都市計画海峡あいらんど 21 地区地区計画の区域内における  
建築物の制限に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関都市計画海峡あいらんど 21 地区地区計画の区域内における  
建築物の制限に関する条例

下関都市計画海峡あいらんど 21 地区地区計画の区域内における建築物の制  
限に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関都市計画海峡あいらんど 21 地区地区計画の区域内における建築物に  
関する制限を定めるため。

## 別紙

### 下関都市計画海峡あいらんど21地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、海峡あいらんど21地区における建築物に関する制限を定めることにより、無秩序な土地利用を未然に防止し、地域の景観に配慮し、ゆとりと潤いのある良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

#### (適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された下関都市計画海峡あいらんど21地区地区計画の区域（以下「計画区域」という。）に適用する。

#### (建築物の用途制限)

第4条 計画区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 工場又は倉庫（建築物に附属するものを除く。）
- (2) 1階部分を住宅の用に供するもの（1階の住宅の用に供する部分が、廊下、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むもの

2 前項の規定は、市長が計画区域内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ下関市建築審査会（下関市建築審査会条例（平成17年条例第274号）に定める審査会をいう。）の同意を得なければならない。

#### (建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第5条 A地区（計画区域のうち、第3条の地区計画に定めるA地区をいう。以下同じ。）における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の60以下でなければならない。ただし、敷地の10分の2以上が日常的に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる通路、広場その他これらに類するものに整備される場合は、10分の100以下とすることができる。

#### (建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度)

第6条 A地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の20以上でなければならない。

(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第7条 A地区における建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、10分の7以下でなければならぬ。

(建築物の建築面積の最低限度)

第8条 A地区における建築物の建築面積は、200平方メートル以上でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第9条 建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。

(壁面の位置の制限)

第10条 都市計画道路細江線及び竹崎細江線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5メートル以上でなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条から前条までの規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条から前条までの規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条から前条までの規定（これらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、A地区においては第5条本文及び第7条の規定に、B地区（計画区域のうち、第3条の地区計画に定めるB地区をいう。）においては法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項又は第9条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主

(2) 建築物を建築した後に、当該建築物の敷地を分割したことにより、第9条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

- (3) 第5条から第8条まで又は第10条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (4) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても、同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第1項の罰金刑を科する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 回 定 例 会

議案第 187 号

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

林野火災に関する注意報について定め、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例（平成17年条例第315号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章の2 略  第4章～第7章 略 附則	目次 第1章～第3章の2 略 <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u> 第4章～第7章 略 附則
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。  (1)～(6) 略 <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略
	<u>第3章の3 林野火災の予防（林野火災に関する注意報）</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなけ</u>

	<p><u>ればならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p>
<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>行為 (たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。



第 4 回 定 例 会

議案第 188 号

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

水道料金を改定するため。

別紙

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

下関市水道事業給水条例（平成17年条例第307号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																													
(料金)		(料金)																																													
第30条 略		第30条 略																																													
2 口径別料金制は、基本料金と従量料金に区分する。		2 口径別料金制は、基本料金と従量料金に区分する。																																													
(1) 基本料金の月額は、次の区分によるものとし、これを最低料金とする。		(1) 基本料金の月額は、次の区分によるものとし、これを最低料金とする。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>1,143円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>1,803円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>4,883円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>10,493円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>21,581円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>40,260円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td>104,147円</td> </tr> <tr> <td>200ミリメートル</td> <td>207,020円</td> </tr> <tr> <td>250ミリメートル</td> <td>356,333円</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	料金	13ミリメートル	1,143円	20ミリメートル	1,803円	25ミリメートル	2,200円	40ミリメートル	4,883円	50ミリメートル	10,493円	75ミリメートル	21,581円	100ミリメートル	40,260円	150ミリメートル	104,147円	200ミリメートル	207,020円	250ミリメートル	356,333円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>2,271円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>2,772円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>6,152円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>13,221円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>27,192円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>50,727円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td>131,225円</td> </tr> <tr> <td>200ミリメートル</td> <td>260,845円</td> </tr> <tr> <td>250ミリメートル</td> <td>448,979円</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	料金	13ミリメートル	1,440円	20ミリメートル	2,271円	25ミリメートル	2,772円	40ミリメートル	6,152円	50ミリメートル	13,221円	75ミリメートル	27,192円	100ミリメートル	50,727円	150ミリメートル	131,225円	200ミリメートル	260,845円	250ミリメートル	448,979円
メータ口径	料金																																														
13ミリメートル	1,143円																																														
20ミリメートル	1,803円																																														
25ミリメートル	2,200円																																														
40ミリメートル	4,883円																																														
50ミリメートル	10,493円																																														
75ミリメートル	21,581円																																														
100ミリメートル	40,260円																																														
150ミリメートル	104,147円																																														
200ミリメートル	207,020円																																														
250ミリメートル	356,333円																																														
メータ口径	料金																																														
13ミリメートル	1,440円																																														
20ミリメートル	2,271円																																														
25ミリメートル	2,772円																																														
40ミリメートル	6,152円																																														
50ミリメートル	13,221円																																														
75ミリメートル	27,192円																																														
100ミリメートル	50,727円																																														
150ミリメートル	131,225円																																														
200ミリメートル	260,845円																																														
250ミリメートル	448,979円																																														
(2) 従量料金は、次の区分による。		(2) 従量料金は、次の区分による。																																													
用途別	料金（1立方メートルにつき）																																														
	第1段（使用水量30立方メートルまでの部分）																																														
	口径25ミリメートル以下のメータにより給水を受ける場合	口径40ミリメートル以上のメータ	水量30立方メートルを超える部																																												
使用水		使用水																																													
用途別	料金（1立方メートルにつき）																																														
	第1段（使用水量30立方メートルまでの部分）																																														
	口径25ミリメートル以下のメータにより給水を受ける場合	口径40ミリメートル以上のメータ	水量30立方メートルを超える部																																												
使用水		使用水																																													

量10立方メートルまでの部分					量10立方メートルまでの部分				
により給水を受ける場合					により給水を受ける場合				
一般用	10円	186円	186円	286円	一般用	20円	209円	209円	322円
湯屋用	10円	63円	63円	63円	湯屋用	20円	72円	72円	72円
私設消火栓用	10円	63円	63円	63円	私設消火栓用	20円	72円	72円	72円
3・4 略					3・4 略				
(特別給水の料金) 第31条 前条の規定にかかわらず、消火栓（私設消火栓を除く。）を公共の消防用以外の用に使用した場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき <u>307円</u> 以下で管理者が算定する金額と当該給水のために特に要した費用相当額の合計額とする。					(特別給水の料金) 第31条 前条の規定にかかわらず、消火栓（私設消火栓を除く。）を公共の消防用以外の用に使用した場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき <u>345円</u> 以下で管理者が算定する金額と当該給水のために特に要した費用相当額の合計額とする。				

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第30条及び第31条の規定にかかわらず、この条例の施行の日

（以下「施行日」という。）以後最初に行われる検針により算定される水道料金の額は、施行日前の期間に係る水道料金及び施行日以後の期間に係る水道料金を日数に応じて算出し、それらの額を合計した額とする。

第 4 回 定 例 会

議案第 189 号

下関市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

下関市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

下関市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置及び排水設備の工事の特例について定め、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(下関市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 下関市水道事業給水条例（平成17年条例第307号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工事の設計及び施行) 第5条 略 2・3 略	(工事の設計及び施行) 第5条 略 2・3 略 <u>4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下これらの者を「非常時給水装置工事事業者」という。）が工事の設計及び施行を行うことができる。この場合における非常時給水装置工事事業者が行う工事の設計及び施行については、指定給水装置工事事業者が行う工事の設計及び施行とみなしてこの条例の規定を適用する。</u>
(水道使用者等の管理責任) 第27条 略 2 給水装置に異状があった場合の修繕その他の処置は、管理者又は指定給水装置工事事業者が行う。 <u>ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第13条で定める給水装置の軽微な変更については、この限り</u>	(水道使用者等の管理責任) 第27条 略 2 給水装置に異状があった場合の修繕その他の処置は、 <u>次に掲げるものを除き、</u> 管理者又は指定給水装置工事事業者が行う。

でない。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第13条で定める給水装置の軽微な変更  
(2) 災害その他非常の場合において、管理者が非常時給水装置工事事業者に行わせる必要があると認めるときに非常時給水装置工事事業者が行う修繕その他の処置

3・4 略

3・4 略

(下関市下水道条例の一部改正)

第2条 下関市下水道条例（平成17年条例第290号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の施工) 第7条 略 2 略	(排水設備の工事の施工) 第7条 略 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた工事業者が排水設備の新設等の工事を施工することができる。この場合において、前項の監理は、当該他の市町村長が排水設備の工事に關し技能を有すると認めた者が行うものとする。</u>
(許可を要しない軽微な変更) 第29条 法第24条第1項又は法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下	(許可を要しない軽微な変更) 第29条 法第24条第1項又は法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下

水道又は都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付隨して行うものとする。

水道又は都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件でこれらの規定による許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、当該許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付隨して行うものとする。

（下関市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 下関市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成17年条例第251号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前	改正後
<p>（排水設備の工事の施工）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、下関市下水道条例（平成17年条例第290号。以下「下水道条例」という。）第7条第1項に規定する<u>上下水道事業管理者</u>（以下この条において「管理者」という。）<u>が指定した工事業者</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ施工してはならない。</p> <p>2 指定工事店が前項の工事を施工するときは、下水道条例第7条第2項に規定する<u>管理者が排水設備の工事に関し技能を有すると認めた者</u>（以下「責任技術者」という。）に監理させなければならない。</p>	<p>（排水設備の工事の施工）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、下関市下水道条例（平成17年条例第290号。以下「下水道条例」という。）第7条第1項に規定する<u>指定工事店</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ施工してはならない。</p> <p>2 指定工事店が前項の工事を施工するときは、下水道条例第7条第2項に規定する<u>責任技術者</u>に監理させなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が必要があると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれ</u></p>

	<p><u>た下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた工事業者が排水設備の新設等の工事を施工することができる。この場合において、前項の監理は、当該他の市町村長が排水設備の工事に関し技能を有すると認めた者が行うものとする。</u></p>
--	---

（下関市漁業集落排水処理施設の管理等に関する条例の一部改正）

第4条 下関市漁業集落排水処理施設の管理等に関する条例（平成17年条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の施工)	(排水設備の工事の施工)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた工事業者が排水設備の新設等の工事を施工することができる。この場合において、前項の監理は、当該他の市町村長が排水設備の工事に関し技能を有すると認めた者が行うものとする。</u>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 190 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市商工業振興センター
指定管理者	所在地 下関市南部町 21 番 19 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関商工会議所 会頭 曽我 徳將
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市商工業振興センターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 191 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市勤労青少年ホーム
指定管理者	所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎 信一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市勤労青少年ホームの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 192 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市勤労福祉会館
指定管理者	所在地 下関市幸町 8 番 16 号
指定管理者	名称及び 代表者 公益財団法人下関勤労福祉振興財団 代表理事 津野貴史
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市勤労福祉会館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 193 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市勤労者総合福祉センター
指定管理者	所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎 信一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 194 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設
指定管理者	所在地 下関市椋野町三丁目 13 番 18 号
	名称及び 代表者 静食品株式会社 代表取締役 福原林保
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 195 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市王喜農村センター
指定管理者	所在地 下関市大字内日下 748 番地 1
指定管理者	名称及び 代表者 下関土地改良区 理事長 伊田 喜 弘
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市王喜農村センターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 196 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市深坂自然の森 森の家下関
所 在 地		下関市細江町一丁目 2 番 10 号
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体 代表者 太平ビルサービス株式会社下関営業所 所長 森川 純二 構成員 下関市貴船町二丁目 14 番 28 号 株式会社 F E E L 代表取締役 井上 桂 構成員 北九州市小倉南区大字合馬 1578 番地 有限会社カヌースクール九州 取締役 西胤 正弘	
	指 定 の 期 間	

### 提案理由

下関市深坂自然の森及び森の家下関の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 197 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉母漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

吉母漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 198 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	王喜漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

王喜漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 199 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉見漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

吉見漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 200 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	安岡漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

安岡漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 201 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市営国民宿舎海峡ビューモール
指定管理者	所在地 下関市中之町 2 番 8 号
指定管理者	名称及び 代表者 株式会社ユニコン 代表取締役 福田 稔
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市営国民宿舎海峡ビューモールの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 202 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市立しものせき水族館
指定管理者	所在地 所 在 地 下関市あるかぼーと 6 番 1 号
指定管理者	名称及び 代 表 者 公益財団法人下関海洋科学アカデミー 理事長 江 島 潔
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市立しものせき水族館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 203 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関フィッシングパーク
指定管理者	所在地 大阪市北区梅田一丁目 2 番 2-1200 号
指定管理者	名称及び 代表者 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下芳史
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関フィッシングパークの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 204 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	長府毛利邸
指定管理者	所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎 信一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

長府毛利邸の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 205 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市ふれあい健康ランド
指定管理者	所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎 信一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市ふれあい健康ランドの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 206 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市火の山ユースホステル
指定管理者	所在地 下関市後田町五丁目 25 番 9 号
指定管理者	名称及び 代表者 特定非営利活動法人青少年共育活動協会 理事長 久保 隆司
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市火の山ユースホステルの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 207 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	長府庭園
指定管理者	所在地 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎 信一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

長府庭園の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 208 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市長府体育館 下関市垢田体育館 下関市吉見体育館 下関市武道館 下関市彦島武道館 下関市小月武道館 下関市川中武道館 下関市市民プール 下関市彦島田の首運動場 下関市市民プール附属運動場	下関市長府扇町第 1 運動場 下関市垢田運動場 下関市彦島体育館 下関市営下関陸上競技場 下関市弓道場 下関市アーチェリー場 下関市営下関庭球場 下関市彦島庭球場 彦島地区公園多目的広場（照明設備）
指定管理者	所 在 地	下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階
	名 称 及 び 代 表 者	一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大崎信一
	指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市長府体育館ほか 18 施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 209 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関球場 下関第二球場 下関北運動公園庭球場
指定管理者	所 在 地	大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号
	名 称 及 び 代 表 者	ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 薬師寺 洋彰
指 定 の 期 間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関球場ほか 2 施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 210 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市民会館
指定管理者	所在地 下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号
指定管理者	名称及び 代表者 公益財団法人下関市文化振興財団 理事長 佐伯和也
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市民会館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 211 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	サングリーン菊川
指定管理者	所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
指定管理者	名称及び 代表者 株式会社イースト 代表取締役 長島秀晃
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

サングリーン菊川の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 212 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市菊川総合交流ターミナル
指定管理者	所在地 下関市菊川町大字上岡枝 766 番地 1
指定管理者	名称及び 代表者 菊川町まちづくり株式会社 代表取締役 服部 太一朗
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

### 提案理由

下関市菊川総合交流ターミナルの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 213 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市菊川農村婦人の家
指定管理者	所在地 下関市菊川町大字上岡枝 759 番地 2
	名称及び 代表者 菊川農村婦人の家農産加工技術員 代表 隨永孝子
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市菊川農村婦人の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 214 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	豊田湖畔公園施設
指定管理者	所在地 下関市豊田町大字地吉字岡の台 348 番地
指定管理者	名称及び 代表者 一般財団法人豊田湖畔公園管理財団 理事長 坂井年昭
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

豊田湖畔公園施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 215 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市豊田農業公園 下関市豊田地域資源循環活用施設 田園空間博物館総合案内所 旧殿居小学校維新分校 下関市豊田糀乾燥調製施設 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター
指定管理者	所 在 地	下関市豊田町大字八道 601 番地の 3
	名 称 及 び 代 表 者	有限会社豊田あぐりサービス 代表取締役 富永英典
指 定 の 期 間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市豊田農業公園ほか 5 施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 216 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設
指定管理者	所在地 下関市豊田町大字殿居 989 番地 4
	名称及び 代表者 殿居区 区長 原田 章治
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 217 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市豊浦自然活用総合管理センター
指定管理者	所在地 下関市豊浦町大字川棚 5158 番地
指定管理者	名称及び 代表者 一般社団法人 Local Connect TOYOURA 代表理事 齋藤 圭祐
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市豊浦自然活用総合管理センターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 218 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市大河内交流センター
指定管理者	所在地 下関市豊浦町大字宇賀 5293 番地 7
指定管理者	名称及び 代表者 下関市大河内自治会 会長 平田 健司
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市大河内交流センターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 219 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	室津下漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

室津下漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 220 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	涌田漁港
指定管理者	所在地 下関市豊浦町大字涌田後地 754 番地の 1
指定管理者	名称及び 代表者 黒井漁業協同組合 代表理事組合長 北本毅彦
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

涌田漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 221 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	川棚漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

川棚漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 222 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	宇賀漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

宇賀漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 223 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	小串漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

小串漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 224 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	二見漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

二見漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 225 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	肥中漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

肥中漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 226 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	矢玉漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

矢玉漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 227 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	和久漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

和久漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 228 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	島戸漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

島戸漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 229 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	阿川漁港
指定管理者	所在地 下関市大和町一丁目 16 番 1 号下関漁港ビル
指定管理者	名称及び 代表者 山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

阿川漁港の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 230 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市蓋井島保健福祉館
指定管理者	所在地 下関市大字蓋井島 71 番地
指定管理者	名称及び 代表者 蓋井島自治会 会長 榊 敏之
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市蓋井島保健福祉館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 231 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	後田ふれあいプラザ
指定管理者	所在地 下関市後田町五丁目 16 番 9 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会後田支部 支部長 山田 耕一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

後田ふれあいプラザの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 232 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	彦島ふれあいプラザ
指定管理者	所在地 下関市彦島江の浦町一丁目 15 番 11 号
指定管理者	名称及び 代表者 彦島ふれあいプラザ運営委員会 会長 松永俊一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

彦島ふれあいプラザの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 233 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	長府老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市長府八幡町 2 番 33 号
指定管理者	名称及び 代表者 長府老人憩の家管理推進委員会 代表 福井 清二
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

長府老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 234 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	小月老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市小月本町二丁目 14 番 34 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会小月支部 支部長 藤田 友春
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

小月老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 235 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	西部老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市長門町 1 番 1 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会西部第三支部 支部長 西谷 弘幸
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

西部老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 236 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	北部老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市山の田東町 4 番 11 号
指定管理者	名称及び 代表者 北部長寿の杜協議会 会長 中尾順吉
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

北部老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 237 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	安岡老人憩の家	
指定管理者	所在 地	下関市安岡町四丁目 5 番 30 号
	名称及び 代表者	下関市老人クラブ連合会安岡支部 支部長 伊藤 紘一
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	

### 提案理由

安岡老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 238 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉田老人憩の家
指定管理者	所在地
	下関市大字吉田地方字土井 2499 番地
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

吉田老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 239 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	川中老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市川中本町二丁目 2 番 20 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会川中支部 支部長 江良昌泰
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

川中老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 240 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	内日老人憩の家	
指定管理者	所在地 所 在 地	下関市大字内日下字大頭 748 番地 2
	名称及び 代 表 者	下関市老人クラブ連合会内日支部 支部長 武永憲昭
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	

### 提案理由

内日老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 241 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	清末老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市清末中町一丁目 2 番 30 号
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会清末支部 支部長 藤田 信子
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

清末老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 242 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉見老人憩の家	
指定管理者	所在地 所 在 地	下関市吉見本町一丁目 13 番 5 号
	名称及び 代 表 者	下関市老人クラブ連合会吉見支部吉見長寿会 会長 岡 部 英 明
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	

### 提案理由

吉見老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 243 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	彦島宮の原老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市彦島迫町五丁目 12 番 9 号
指定管理者	名称及び 代表者 彦島宮の原老人憩の家運営委員会 会長 福永孝章
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

彦島宮の原老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 244 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉母老人憩の家
指定管理者	所在地 下関市大字吉母 452 番地 10
指定管理者	名称及び 代表者 下関市老人クラブ連合会吉母支部 支部長 久保田 達也
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

吉母老人憩の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 245 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市夜間急病診療所
指定管理者	所在地 下関市大学町二丁目 1 番 2 号
指定管理者	名称及び 代表者 一般社団法人下関市医師会 会長 館山 晶
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市夜間急病診療所の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 246 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市島戸診療所
指定管理者	所在地 下関市豊北町大字阿川 3796 番地 1
指定管理者	名称及び 代表者 医療法人社団若草会木本クリニック 理事長 木本 和之
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市島戸診療所の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 247 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市和久生きがいデイサービスセンター
指定管理者	所在地 下関市上田中町一丁目 16 番 3 号
	名称及び 代表者 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 会長 児玉典彦
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市和久生きがいデイサービスセンターの指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 248 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」
指定管理者	所在地 下関市上田中町一丁目 16 番 3 号
指定管理者	名称及び 代表者 社会福祉法人下関市社会福祉協議会 会長 児玉典彦
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市デイサービスセンター「ほのぼの」の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 249 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市芝学習等供用会館
指定管理者	所在地 下関市王喜宇津井一丁目 4 番 61 号
指定管理者	名称及び 代表者 芝自治会 会長 八嶋 靖
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市芝学習等供用会館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 250 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市串学習等供用会館
指定管理者	所在地 下関市松屋本町二丁目 2 番 29 号
指定管理者	名称及び 代表者 串自治会 会長 松永幹雄
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市串学習等供用会館の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 251 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市立青年の家
所 在 地	下関市細江町一丁目 2 番 10 号
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体 代表者 太平ビルサービス株式会社下関営業所 所長 森川 純二 構成員 下関市貴船町二丁目 14 番 28 号 株式会社 F E E L 代表取締役 井上 桂 構成員 北九州市小倉南区大字合馬 1578 番地 有限会社カヌースクール九州 取締役 西胤 正 弘
指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

下関市立青年の家の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 252 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		乃木浜総合公園
所 在 地		下関市長府松小田本町 8 番 31 号
指定管理者		乃木浜総合公園地域共生共同企業体 代表者 株式会社森芳楽園 代表取締役 森 英 之 構成員 下関市松屋本町三丁目 7 番 10 号 一般社団法人ウエストネーション下関 SC 代表理事 原 田 幸 清 構成員 下関市唐戸町 4 番 1 号カラトピア 4 階 一般財団法人下関市公営施設管理公社 理事長 大 崎 信 一 構成員 広島市中区南吉島一丁目 2 番 37 号 株式会社ユニサス 代表取締役 松 村 晋 也
指 定 の 期 間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

乃木浜総合公園の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 253 号

### 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	リフレッシュパーク豊浦
指定管理者	所在地 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
指定管理者	名称及び 代表者 株式会社安成工務店 代表取締役 安成信次
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### 提案理由

リフレッシュパーク豊浦の指定管理者を指定するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 254 号

字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更する。

なお、この字の区域の変更は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

### 提案理由

県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業（後地工区）の実施に伴い、字の区域を変更するため。

別表

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大字神田上	小森江ノ前	豊北町大字神田上	地 主	381番	畠
〃	〃	〃	〃	382番	田
〃	〃	〃	〃	383番2	畠
〃	小 森 江	〃	小森江ノ前	430番の一部	田
〃	〃	〃	〃	431番の一部	〃
〃	小森江ノ前	〃	小 森 江	435番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	436番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	438番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	439番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	459番の一部	〃
〃	小森江ノ上	〃	〃	459番の一部	〃
〃	小森江ノ前	〃	〃	460番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	462番	〃
〃	〃	〃	小森江ノ上	463番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	465番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	466番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	476番	雑種地
〃	〃	〃	〃	478番	田
〃	〃	〃	〃	479番	〃
〃	〃	〃	〃	480番	〃
〃	〃	〃	〃	481番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	490番2の一部	原野
〃	〃	〃	蟹 田	508番の一部	田
〃	〃	〃	〃	509番の一部	〃

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大字神田上	小森江ノ上	豊北町大字神田	出 合	795番1の一部	田
〃	〃	〃	〃	795番4の一部	ため池
〃	〃	〃	神 手	1101番	田
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					



第 4 回 定 例 会

議案第 255 号

市道路線の認定及び変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

市道路線の認定及び変更について

別表 1 のとおり市道路線の認定をし、及び別表 2 のとおり市道路線の変更をする。

提案理由

王司乃木浜 2 号線ほか 6 路線を市道として新たに認定し、及び丸山町 6 号線ほか 5 路線を変更するため。

別表1 認定

路 線 名	起 点 終 点
王 司 乃 木 浜 2 号 線	下関市乃木浜一丁目1626番地先 下関市乃木浜一丁目1628番1地先
安 岡 安 岡 町 8 8 号 線	下関市安岡町五丁目502番5地先 下関市安岡町五丁目508番4地先
勝 山 田 倉 5 0 号 線	下関市大字田倉字差葉94番7地先 下関市大字田倉字芳ヶ駅428番1地先
勝 山 田 倉 5 1 号 線	下関市大字田倉字芳ヶ駅428番19地先 下関市大字田倉字芳ヶ駅428番6地先
勝 山 田 倉 5 2 号 線	下関市大字田倉字西中原360番16地先 下関市大字田倉字西中原360番8地先
勝 山 田 倉 5 3 号 線	下関市大字田倉字西中原360番12地先 下関市大字田倉字西中原360番9地先
勝 山 田 倉 5 4 号 線	下関市大字田倉字西中原360番3地先 下関市大字田倉字西中原360番3地先

別表2 変更

路線名	旧新別	起終点
丸山町6号線	旧	下関市丸山町四丁目1837番7地先 下関市丸山町四丁目1893番45地先
	新	下関市丸山町四丁目1837番7地先 下関市丸山町四丁目1913番14地先
長府港町1号線	旧	下関市長府港町9番9地先 下関市長府港町9番28地先
	新	下関市長府港町9番9地先 下関市長府港町9番9地先
勝山田倉28号線	旧	下関市大字田倉字東中原353番1地先 下関市大字田倉字東中原340番3地先
	新	下関市大字田倉字東中原351番5地先 下関市大字田倉字東中原340番3地先
勝山勝谷8号線	旧	下関市大字勝谷字阿ら安914番1地先 下関市大字田倉字西中原385番第1地先
	新	下関市大字勝谷字阿ら安908番12地先 下関市大字田倉字西中原384番3地先
王地線	旧	下関市豊浦町大字厚母郷字王地264番地先 下関市豊浦町大字厚母郷字王地236番地先
	新	下関市豊浦町大字厚母郷字惣福寺288番2地先 下関市豊浦町大字厚母郷字王地236番地先
宝珠線	旧	下関市豊浦町大字宇賀字赤迫6419番1地先 下関市豊浦町大字宇賀字宮の下2600番3地先
	新	下関市豊浦町大字宇賀字赤迫6419番1地先 下関市豊浦町大字宇賀字正雲6505番2地先



第 4 回 定 例 会

議案第 256 号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 23 番 20 号

株式会社クマヒラセキュリティ

代表取締役 小松 幹昇

上記代理人 山口市朝田 10274 番地 4

株式会社クマヒラセキュリティ山口支店

支店長 中村 幸一

2 目的 物 化学消防ポンプ自動車 1 台

3 取得価格 94,600,000 円

提案理由

化学消防ポンプ自動車を取得するため。



第 4 回 定 例 会

議案第 257 号

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

工事請負契約の一部変更について

令和 4 年 9 月 22 日可決議案第 124 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 2,812,334,800 円」を  
「3 請負代金額 3,187,179,600 円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所建築主体工事に係る請負契約を一部変更するため。



第 4 回 定 例 会

議案第 258 号

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

工事請負契約の一部変更について

令和 4 年 9 月 22 日可決議案第 125 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 179,879,700 円」を  
「3 請負代金額 248,304,100 円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所電気設備工事に係る請負契約を一部変更するため。



第 4 回 定 例 会

議案第 259 号

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 3 月 27 日可決議案第 60 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 867,036,500 円」を  
「3 請負代金額 971,663,000 円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所機械設備工事に係る請負契約を一部変更するため。



## 第 4 回 定 例 会

議案第 260 号

### 工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

### 工事請負契約の一部変更について

令和 6 年度 川棚漁港機能強化工事（その 5）につき、下記のとおり請負契約の一部変更契約を締結する。

記

#### 1 契約の相手方

工事請負人 下関市豊北町大字阿川 3791 番地

山和建設株式会社

代表取締役 山下 一光

#### 2 工事名 令和 6 年度 川棚漁港機能強化工事（その 5）

#### 3 請負代金額 変更前 113,850,000 円

変更後 195,042,100 円

#### 4 工事場所 下関市豊浦町大字川棚

### 提案理由

令和 6 年度 川棚漁港機能強化工事（その 5）に係る請負契約を一部変更するため。



第 4 回 定 例 会

議案第 261 号

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

工事請負契約締結について

下関市立玄洋中学校区小中一貫校施設整備建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市綾羅木南町二丁目 7 番 10 号

株式会社東昇

代表取締役 東原 啓和

2 工事名 下関市立玄洋中学校区小中一貫校施設整備建築主体工事

3 請負代金額 177,100,000 円

4 工事場所 下関市彦島本村町二丁目 8 番 1 号

提案理由

下関市立玄洋中学校区小中一貫校施設整備建築主体工事の請負契約締結のため。



第 4 回 定 例 会

議案第 262 号

長府前八幡（1）団地建替事業に係る事業契約締結について  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 2 日

下関市長 前田 晋太郎

長府前八幡（1）団地建替事業に係る事業契約締結について  
長府前八幡（1）団地建替事業につき、下記のとおり事業契約を締結する。

記

1 契約の相手方

選定事業者 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号  
安成工務店グループ

代表企業 株式会社安成工務店  
代表取締役 安成信次

構成企業 下関市南部町 23 番 19 号  
株式会社野口工務店  
代表取締役社長 野口大輔

構成企業 下関市長府扇町 1 番 23 号  
住吉工業株式会社  
代表取締役 中村成志

構成企業 福岡市博多区美野島一丁目 2 番 8 号  
株式会社市浦ハウジング＆プランニング福岡支店  
支店長 小浪晋

構成企業 下関市岬之町 11 番 46 号  
株式会社東武住販  
代表取締役社長 萩野利浩

2 事業名 長府前八幡（1）団地建替事業

3 契約の目的 市営住宅の設計、建設、解体及び入居者の移転支援等

4 契約金額 6,490,000,000 円

5 事業場所 下関市長府八幡町6番

#### 提案理由

長府前八幡（1）団地建替事業に係る事業契約締結のため。